

# 農耕トラクタなどの ナンバー登録の手続きはお済みですか？

農場、工場、工事現場などでのみ使用され、道路を走らないものも、軽自動車税の標識（ナンバー）登録の手続きが必要です。

次の表に当てはまる小型特殊自動車をお持ちの方は、税務住民課窓口で手続きをお願いします。

町では、軽自動車税の適正な賦課徴収を図るため、町内全域で未手続車両の調査を進めています。ナンバープレートが取り付けられていない車両を見かけたら、税務住民課までお知らせください。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈り作業車など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するもののうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

- 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車など」という。）の4月1日現在の所有者に対し、軽自動車などの主たる定置場所在の市町村が課税します。
- 軽自動車などの所有者は、南関町税条例第87条に基づき、軽自動車などの所有者となった日から15日以内にナンバー登録の手続き（申告）をしなければなりません。
- 手続きの際には、印鑑、販売（または譲渡）証明書、本人確認書類（免許証等）をそろえて税務住民課窓口にお越しください。
- 正当な理由がなくナンバー登録の手続き（申告）をしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

## マイクロバスは適正に利用しましょう

マイクロバスについては、グループ旅行や地域の行事などの移動に広く利用されていますが、マイクロバスのサービスの中には、旅客自動運送事業の許可を得ずに運送行為を行う無許可営業や、レンタカー事業者がレンタカー（マイクロバス）と運転手を一体的に提供する不適切なサービスなど、道路運送法に違反するサービス事例も散見されています。

違法な白バスを利用して、万が一、事故に遭ってケガなどをした場合、適切な損害賠償がなされず、治療費などの損害額を利用者自身が全額負担しなければならないケースもありますので、次の事を守ってください。

### 運転手付きのマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社を利用しましょう。

- ・運転手付きの「白ナンバー」のマイクロバスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる道路運送法に違反するサービスです。利用するのはやめましょう。
- ・道路運送法の許可を受けたバス会社（貸切事業者）の正規のマイクロバスには「緑ナンバー」が付いています。
- ・正規の貸切りバス事業には「運送引受書」や「領収書」などの関係書類の交付が義務付けられています。口頭による契約は、法律に違反するサービスです。

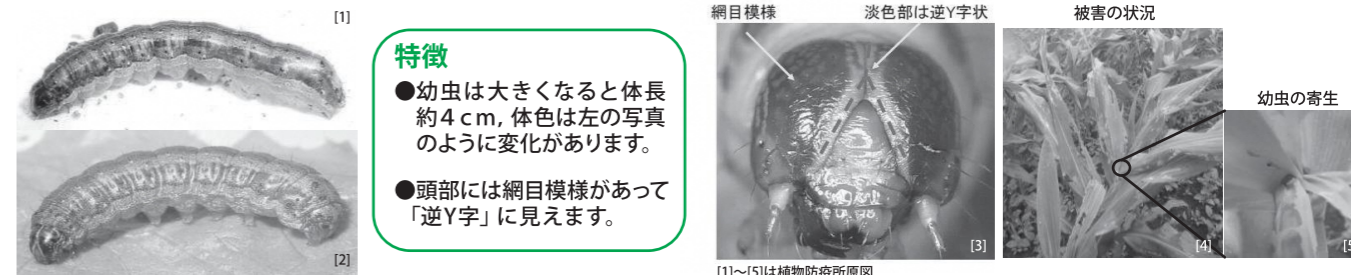
### レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていません。

- ・レンタカー会社からは、車を借りることしかできません。
- ・レンタカーを借りた場合には、車を借り受けた利用者自身が運転をしなければなりません（※）
- （※）車を借り受けた利用者自身が、自らの意志で他の人に運転を依頼することは出来ませんが、この場合、実際に運転する人の氏名などをあらかじめレンタカー会社へ申告しておく必要があります。
- ・レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスも、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスです。

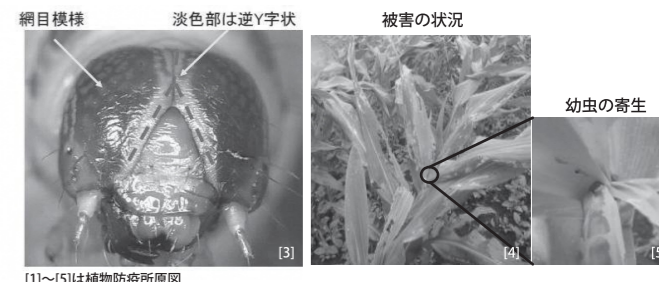
問 まちづくり課 まちづくり推進係 ☎57-8501

## 「ツマジロクサヨトウ」にご注意ください

県内の飼料用トウモロコシほ場で農作物の害虫「ツマジロクサヨトウ」が7月に初めて確認されました。この幼虫はトウモロコシやイネ、野菜など広範囲な作物を食害します。本虫のまん延を防止するため、発生したほ場では農薬による防除や早期刈取りなどの実施が必要です。本虫の発生に注意していただくとともに、本虫と疑われる虫を発見したときは玉名地域振興局農業普及・振興課までご連絡ください。



**特徴**  
 ●幼虫が大きくなると体長約4cm、体色は左の写真のように変化があります。  
 ●頭部には網目模様があって「逆Y字」に見えます。



問 熊本県北広域本部玉名地域振興局 農林部農業普及・振興課 ☎0968-74-2192

## 令和2年度熊本県立農業大学校新規就農支援研修生 募集

熊本県立農業大学校では令和2年度新規就農支援研修生を募集します。対象者は、新たに県内で自立した農業経営を開始する人、または農産物販売を目指す社会人です。

研修コース	対象者	受講日・期間	定員	研修の特徴
①プロ経営者コース		毎週5日（月～金） 午前8時50分～午後4時20分 令和2年年4月～令和3年3月	10人	即戦力として本格的な農業経営を目指す人。個人管理の研修ほ場で、生産から販売まで独立採算による規模経営研修を実施。農業次世代人材育成業（準備型）対象研修です。（要件を満たす人）
②実践農業コース		毎週3日（月、水、金） 午前8時50分～午後4時20分 令和2年4月～12月	40人	農産物販売を目的とした農業経営を目指す人が対象。共同管理のほ場で研修します。

※①②は同一世帯から複数名の参加はできません

○**受講料**：無料（コースによっては実費負担あり）

○**出願期間**：前期募集（プロ経営者コース10名、実践農業コース25名）

令和元年9月17日（日）～10月28日（日）

後期募集（プロ経営者コース前期募集の残枠数名、実践農業コース15名）

令和2年1月6日（日）～1月27日（日）

○**申込手續**：所定の受講願書に必要事項を記入の上、農業大学校へ郵送又は持参

受講願書は、農業大学校又は玉名地域振興局農業普及・振興課にお問い合わせください。

また、農業大学校ホームページからダウンロードできます。

熊本 農大 検索

問 玉名地域振興局農業普及・振興課 ☎74-2190

熊本県立農業大学校研修部 ☎096-248-6600